

新潟市教育委員会 平成29年11月 定例会会議録				
日 時	平成29年11月22日(水) 午後3時30分			
場 所	市役所白山浦庁舎6号棟2階 教育会議室1			
教育長	前 田 秀 子			
出席委員 (8名)	佐 藤 久 栄	出席委員	渡 邊 節 子	
	沢 野 千英子		山 倉 茂 美	
	伊 藤 裕美子			
	上 田 晋 三	欠席委員	齋藤 洋一郎	
	田 中 賢 一			
会議出席 教育委員会 事務局職員 (20名)	職・氏 名		職・氏 名	
	教 育 次 長	高 居 和 夫	学 校 支 援 課 長	大 井 隆
	教 育 次 長	古 俣 泰 規	生 涯 学 習 セ ン タ ー 所 長	今 井 利 司
	教 育 総 務 課 長	山 本 正 雄	中 央 公 民 館 長	五 十 嵐 政 人
	学 務 課 長	川 崎 健	中 央 図 書 館 長	三 保 恵 美 子
	施 設 課 長	小 関 洋	中 央 図 書 館 企 画 管 理 課 長	大 井 夫 美 子
	保 健 給 食 課 長	坂 井 玲 子	中 央 図 書 館 サ ー ビ ス 課 長	松 田 玲 子
	地 域 教 育 推 進 課 長	緒 方 猛	教 育 総 務 課 課 長 補 佐	竹 田 由 里 子
	学 校 人 事 課 長	吉 田 隆	教 育 総 務 課 係 長	灰 野 梢
	教 育 職 員 課 長	浅 間 孝 之	教 育 総 務 課 主 査	岡 敬 介
	総 合 教 育 セ ン タ ー 所 長	津 野 治 彦	教 育 総 務 課 主 査	山 口 学
他部署 出席者(0名)				

開会	時 刻	午後3時30分
	宣 言 者	教育長
付議事件 (3件)	議案番号	件 名
	議案第29号	平成 29 年 11 月 議会臨時会の議案について
	議案第30号	平成 29 年 12 月 議会定例会の議案について
	議案第31号	陳情の処理経過及び結果について
報告 (2件)	平成 28 年度児童生徒の問題行動調査の結果について	
	新潟市広域都市圏連携協約に伴う図書館相互利用協定の締結について	

第1 開会宣言

○教育長

午後3時30分開会を宣言する。

これより、11月の教育委員会定例会を開催いたします。

なお、齋藤委員から本日の会議を欠席するとの連絡がありましたが、会議の定足数である過半数は満たしております。

また、本日、報道は、現在のところございません。なお会議中に報道関係者より、委員会の撮影及び録音したい旨の申し出がありましたら、これを許可することにご異議ございませんでしょうか。ではそのようにします。

第2 会議録署名委員の指名

○教育長

日程第1会議録署名委員の指名を行います。新潟市教育委員会会議規則第11条により、会議録署名委員に佐藤委員及び沢野委員を指名します。

第3 付議事件

○教育長

日程第2付議事件に入ります。はじめに、議案第29号「平成29年11月議会臨時会の議案について」、議案第30号「平成29年12月議会定例会の議案について」及び議案第31号「陳情の処理経過及び結果について」は、市議会に議案の公表前であることから、非公開としたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。それでは、公開案件の終了後、非公開案件として再開し、審議をいたします。

第4 報告

○教育長

続きまして、日程の第3報告案件に入ります。はじめに平成28年度児童生徒の問題行動調査の結果について、学校支援課から説明をお願いします。

○学校支援課長

それでは、平成28年度の児童生徒の問題行動調査の結果について説明させていただきます。まず報告1をご覧ください。

まず、いじめについてです。認知件数ですけれども、平成28年度は、小学校が7,229件、中学校は1,255件、計8,484件となっています。これは平成27年度に比べまして、小学校で6倍と中学校で2倍の増加となっております。しかし、これはいじめ自体が増加したということではなく、認知件数が増加したということで、学校現場に文部科学省の定めるいじめの定義が浸透したことで、被害児童生徒がいじめられた、又はいじめやな思いをしたと感じたものについては、すべていじめとしてあげようになった結果、認知件数が増えているということで、文部科学省も今回、このような認知のしかたは大変いいということで、こういうことをさらに進めてもらいたい。小さいものをしっかりと見詰めて、大きくなる前に解決することを目指してほしいということで、今後も認知件数については、しっかりと見て、数を気にせずしっかりと見ていきたいと思います。指導してまいります。

学年別の認知件数については、そこに出ているとおりでありますが、これも

文部科学省の言っているとおりの状況になっています。学年が上がるにつれて、その件数は減ってくる。一番多いのは、恐らく小学校1年が一番多いのだろうというのが文部科学省の考え方で、これについても、おおむねその形になりつつあるということです。

次に、不登校についてです。不登校は平成 28 年度、小学校は 30 日以上欠席している児童ですが 184 名、中学校は 595 名となっています。今回、平成 28 年度から 90 日以上休んでいる子どもたちについても、別途示しておりますので、90 日以上は 76 名、中学校は 348 名となっています。これにつきましては、小学校のほうも増加傾向ですし、中学校のほうも増加傾向ということで、課題となっているところです。ただ、これについては、不登校の原因となっているものが、非常に複雑化しておりまして、なかなか一つの理由で解決できない案件が増えているという実態があります。

学年別の人数につきましては、その表に書かれているとおり、学年が上がるにしたがって増えている。特に不登校については、小学校の6年から中学校に上がるころが大きく増えて、ここは中1ギャップと言われるところですが、そこが大きく増えているということになっています。

次に、暴力行為についてです。発生件数ですが、平成 28 年度は小学校が 607 件、中学校は 483 件の計 1,090 件となっています。これも平成 27 年度と比較しますとかなり増加していると見えますが、これが実はいじめの認知件数と連動しておりまして、小学校のほうも小さな喧嘩みたいなものも、基本的には暴力行為として上げていなかったものが、暴力行為として上がってきていることから、数が増えているということです。ただ、暴力の行為については、小学校は発達障がいにかかわる子どもによる暴力というものが非常に多くなっておりまして、その傾向があるので、今、そういうところには手を入れていかなければいけないという状況です。

加害児童生徒の数についてはそこに書いてあるとおりです。ですので、ご覧になっていただくと分かるように、小学校ですと6年生は 43 ですが、1年生から3年生までがその倍近くいるということで、これは発達障がいを抱えている子どもたちが友達をいきなり殴ったり、叩いたり、けったりというものをカウントしているという表れです。

○教育長

ただいまの説明にご意見、ご質問等ございましたら、挙手をお願いします。

○渡邊委員

暴力行為の発生件数がありますが、いじめの認知件数とのかねあいでは、この暴力行為の発生件数を引いたものが、いじめになるということですか。またはそれとは少し違いますか。

○学校支援課長

重なっている部分もありますが、いじめとして認知されないものもあります。本人がお互い、ものすごくけんかをして、お互いけんかをしているの

で、件数としては上がっているのですけれども、本人たちはいじめられたとか、いやな思いをしたということではなく、どちらも悪かったなみたいな案件もありますので、そういうものは省かれると思います。

○渡邊委員　そして、いじめの中で暴力があるいじめは、この暴力件数、発生件数のほうに必ず入っているということによろしいですか。

○学校支援課長　そうなります。

○教育長　ほかにいかがでしょうか。特にご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

○佐藤委員　数字の質問なのですけれども、いじめについては年齢が上がっていくにつれて、認知件数は減っていくと、(2)の表でそうお話があったのですけれども、一番下の暴力行為の加害児童生徒数というところが、今ほど、6年生に比べれば、小学校の中では1, 2, 3, 4年生が4倍くらいいる中で、だけれどもおおむね小学校の中で減ってきている感じなのですが、中学校1年生になると6年生は児童数としても増えているのですが、件数としては、ひょっとしたら減っているのだけれども、一つの案件に加害児童が増えているとか、そのような傾向があるのかとか、深読みしすぎなのかも知れないのですけれども、その辺の数字の変化について教えていただきたいのですけれども。

○学校支援課長　中学校のほうは、加害生徒数が増えているわけですけれども、小学校の場合は、1人の子が繰り返すということがけっこうあります。要するに発達障がいを持っている子がなかなか抑えられないで何人もやるというような感じのことかと思えます。中学校自体は、やはり人数が増えているということだと思えます。

○教育長　ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、問題行動調査の結果については、以上とします。

次に、新潟市広域都市圏連携協約に伴う図書館相互利用協定の締結については、これも市議会に公表予定であることから、非公開としたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。それでは、公開案件の終了後、非公開案件として再開して、審議をいたします。

第5 次回日程

○教育長　続きまして、日程第4、次回の日程について、教育総務課からお願いします。

○教育総務課長　次回の日程でございます。12月につきましては12月20日水曜日午後3時半から、1月につきましては1月17日午後4時から、2月につきましては2月7日午後3時半から定例会を予定しております。

第6 公開終了

○教育長　それでは、これより定例会を非公開といたしますので、傍聴人・報道の方はご退席をお願いします。事務局は引き続き、同席してください。

第7 定例会非公開部分 付議事案

○教育長

それでは、定例会を再開して、付議事件に入ります。

議案第 29 号「平成 29 年 11 月議会臨時会の議案について」、市長から意見を求められております。はじめに、平成 29 年度新潟市一般会計補正予算について、教育総務課から説明をお願いします。

○教育総務課長

付議1ページをご覧いただきたいと思います。議案第 29 号平成 29 年 11 月議会臨時会の議案についてのうち、(1)平成 29 年度新潟市一般会計補正予算について、ご説明いたします。内容といたしましては、人件費補正となりまして、複数課にわたっており、内容が重複いたしますので、教育総務課の私から一括してご説明いたします。

はじめに、新潟市人事委員会勧告に基づく給与改定の概要についてご説明いたします。今回の給与改定は、こちらの記載、真ん中より下でしょうか。(1)月例給について、職員給与が民間給与を上回っていることから、この格差を解消するため 50 歳代が多く在職する級・号俸を中心に平均 0.2 パーセントの俸給表の引き下げ改定を行うものでございます。また、その下の(2)期末・勤勉手当については、民間の支給割合を下回っていることから 0.10 月分引き上げまして、4.40 月分とする改定を行うこととしております。教育職員につきましても、平成 29 年4月の権限移譲により、市立高校と市立中等教育学校後期課程の教員以外の市立学校園の教育職員につきましては、新潟市人事委員会の勧告によることとなりますので、一般職員と同様の改定を行います。ただし、教育職俸給表の対象となる教員については、これまでの水準改定による経過が異なることを考慮いたしまして、引き下げ改定は行わないこととされました。期末・勤勉手当につきましては、民間の支給割合を下回っているということで、0.10 月分を引き上げ 4.40 月分とする改定を行うものでございます。

市立高校と市立中等教育学校後期課程の教員につきましては、新潟県の教育職員の措置内容に準じた取り扱いをすることになります。新潟県人事委員会勧告においては、月例給について職員給与が民間給与を下回っていることから、平均0.13の俸給表の引き上げ改定を行うこととされました。期末勤勉手当につきましては、新潟市と同様の引き上げとなっております。

次に、補正予算案についてご説明いたします。付議2ページをご覧いただきたいと思います。表の右下の教育委員会合計の計上額の欄でございますが、合計といたしまして、6億 4,091 万 3,000 円の減額となっております。内訳といたしましては、給与改定分が上の欄でございますけれども、2億 2,973 万 1,000 円の増額。その他といたしまして、職員の人事異動等による調整分でございますが、8億 7,064 万 4,000 円の減額となっております。一番下の欄に記載しておりますけれども、権限移譲分が大きく減額となっております。これは休職などによる期末・勤勉手当の支給率の変動、それから共済費に係る影響が主な要因となっております。

す。その他の内訳については資料に記載のとおりでございます。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○教育長

ただいまの説明にご意見、ご質問等ございましたら挙手をお願いいたします。特にございませんでしょうか。

それでは、次に、新潟市教育職員給与条例の一部改正について、教育職員課から説明をお願いします。

○教育職員課長

恐れ入りますが、付議3ページをご覧ください。私からは、新潟市教育職員給与条例の一部改正についてご説明いたします。

このたびの改正は、今ほどの人件費補正とも若干関連する部分がございますが、今年度の新潟市人事委員会の給与勧告に基づくものとなります。資料中ほどの表をご覧ください。この教育職員給与条例は、教育職員、いわゆる教員の給与を定めた条例ですが、俸給表と教員特有の手当など以外、例えば、通勤手当や扶養手当などは一般職員に適用されます。新潟市給与条例の各規定を準用する構成となっております。したがって、この教員特有の手当など以外は、新潟市給与条例が改正されると、自動的に改正内容が本条例に適用されますので、条例改正の手続きは不要となっております。このため、人事委員会勧告の内容によっては、条例改正が必要なものと不要なものと分かれておりますので、勧告の内容と今回の条例改正の関係について、表にまとめております。

まず、今年度の主な給与勧告のうち、教育職員の月例給は俸給表が据え置きのため、また勤勉手当及び扶養手当については、新潟市給与条例の各規定を準用しているため、この両手当の改定については、教育職員給与条例の改正は、原則不要となります。

今回条例改正が必要となるのは、この表の下段、網掛けの部分でございますが、扶養手当に関する勧告のうち、経過措置の実施についての部分となります。この勧告を受け、今回、新潟市給与条例に扶養手当を定める本則とは別に、扶養手当改定に伴います経過措置が附則に新設されます。一般職員に適用される経過措置を教育職員にも適用させるため、この附則を準用するという規定を今回、新たに条例に設けるのでございます。なお、扶養手当の改定に伴う経過措置の主な内容は、下段の表のとおりとなっております。子どもの手当額は月額6,500円から1万円に増額。一方、配偶者の手当額は1万3,000円から6,500円に減額になることに対しまして、激変緩和措置として2年かけて段階的に額を変更するという内容になってございます。

なお、次の付議4ページには、条例改正の案文、5ページには新旧対照表を記載しておりますのでご確認ください。

最後に、この条例改正の施行日は、平成30年4月1日になります。

○教育長

ただいまの説明にご質問、ご意見等ございますでしょうか。

それでは、議案第29号については、議案は適当であるとの意見でよ

ろしいでしょうか。

では、そのように決定します。

次に、議案第 30 号「平成 29 年 12 月議会定例会の議案について」も市長から意見を求められておりますので、地域教育推進課から説明をお願いします。

○地域教育推進
課長

旧二葉中学校校舎を利活用した新潟市芸術創造村・国際青少年センターにつきまして、9月から公募により指定管理者の申請を受け付けておりましたが、新潟市芸術創造村・国際青少年センター指定管理者申請者評価会議におきまして、指定管理者の候補を選定したことから、この 12 月議会に指定管理者の指定についての議案を上程するため、その選定結果についてご説明をしたいと思います。

まず、付議6ページをご覧ください。新潟市芸術創造村・国際青少年センター指定管理者申請者評価会議におきまして、委員の評価及び委員の意見を参考にした結果、記載のとおり環境をサポートする株式会社きらめきを候補者として選定いたしました。指定期間につきましては、平成 30 年4月1日から平成 33 年3月 31 日までの3年間となっております。12 月議会の議案書につきましては、隣の付議7ページのとおりになります。

それでは、詳細についてご説明したいと思います。まず、候補者を選定した経緯についてご説明します。付議 10 ページの資料2をご覧ください。9月から公募により指定管理者の申請を受け付けたところ、記載の2団体から申請がございました。1は1団体によるもの。2は 5 つの企業体の合同というものでございました。

続いて、付議8ページの資料1にお戻りください。提出された指定申請書類及び事業計画書について、各分野の有識者6名で構成される評価会議を設置しました。そこで公開プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、選定基準、評価項目に基づく評価をしていただきました。その評価会議の評価結果につきましては、隣の付議9ページの別表のとおりでございます。選定基準評価項目は、表の左側に記載の 14 の項目とし、各項目の点数配分は記載のとおり設定いたしました。評価の結果、評価会議の委員6名の平均となりますが、100点満点中候補者は74.2点、時点は74.1点と0.1という差になりました。要綱には、この評価結果並びに委員の意見から選任するということになっております。そこで、この評価結果と各委員からの意見を参考に総合的に検討した結果、環境をサポートする株式会社きらめきを候補者として選定したところでございます。評価会議の委員からは、利用者の安全確保への取組みと指定管理者としての業務遂行能力を有していると評価をされましたが、特に評価された点は、本施設の設置目的等を理解した、経営理念、経営方針を具体的に示したという点。文化芸術活動への取組みや市民との協働、地域との連携に向けた取組みに関して具体的な提案を行ったところで

す。

これにつきましては、付議 11, 12 に両者の比較として計画を挙げさせていただいておりますので、この中からポイントについてご説明をしたいと思います。

文化芸術活動支援への取組みにつきましては、各種事業を展開することが候補者には具体的に提案されておりました。また、一つ上の段になりますが、市民との協働、地域との連携に向けた取組みについても、地域住民のみならず、各種団体、地元の小学校や大学、関係機関との連携を行って、企画、立案段階から市民、地域の方々に参加していただけるような仕組みを具体的に提案されておりました。

なお、青少年の体験活動についての取組みですが、付議 11 ページの一番下から付議 12 ページにつながっている部分でございますが、プロジェクトアドベンチャーという特徴的な人間関係づくりプログラムの実施が提案されておりました。これまで、市内の学校が同種のプログラムを体験するためには、妙高市や胎内市といった遠い施設へ行かないと体験できなかったところでございます。今回、候補者となったほうからは、このプログラムについての提案があり、今後、各学校から本施設を多数ご利用いただけると考えております。

また、本施設の館長には教員経験、教員管理職経験を有した人材を配置することが提案されており、青少年教育についても、安心して指定管理を任せられる業務遂行能力を有していると考えております。その他の項目につきましては、割愛させていただきます。ご覧いただければと思います。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○教育長 ただいまの説明にご質問、ご意見等ございましたら挙手をお願いします。

○山倉委員 3年間とおっしゃいましたけれども、3年間過ぎたら、また新しく決めるというか、変わることもあるのですか。

○地域教育推進
課長 そうでございます。

○山倉委員 では3年ごとに審査するという形になるのですか。

○地域教育推進
課長 指定管理をお願いする場合、比較的、一般的には5年ごとサイクルをというふうにされていると聞いておりますが、今回は新しい施設でもあり、その施設の中での進捗状況や進め方を確認したうえで、再度、指定管理をお願いするという事で3年という期間に設定させていただいています。3年後には、改めて、また私たちのほうで仕様書を作り、3年間の成果を活かしながら、次の指定管理者をまた指定していくという流れになります。

○佐藤委員 ここまでの決定の経緯等を伺っていますので、内容については異論ないのですけれども、会社の名称が、環境をサポートする株式会社きらめ

きとなっているのですけれども、登記上、こういう会社の名称になっているのでしょうか。

○地域教育推進課長 このような形の名称になっておりましたので、この名称のままさせていただきます。

○沢野委員 今、3年ごとに審査という話でしたが、3年間を通して見たということもあれなのですが、1年ごとにどのような様子か提示はしていただけるのでしょうか。

○地域教育推進課長 指定管理につきましては、行政として進捗状況を取りまとめて報告をするという責務がありますので、私たちのほうではそのようにしていきたいと思います。また、これまでもご説明してきたかと思いますが、新しい施設でございますので、指定管理者にすべて委託をして終わりという形ではなくて、教育委員会として願っていることがきちんと執行されているかどうかということは、私たち、伴走型と申しておりますけれども、一緒になって確認をする機会を定期的に持ちながら、PDCAのサイクルを回していければと思っています。

○沢野委員 それはぜひお願いしたいと思います。

○伊藤委員 合計の比較で0.1という僅差という気がしまして、中身を見ますと、例えば、文化芸術活動支援への取組みとか、次点のグループも評価の高い部分もあったりして、この辺、選定の委員の方からその辺は0.1の差ということで、こちらに選定されたのですが、その辺は何かご意見など、どうだったでしょうか。どちらも素晴らしい内容だと思うのですけれども、その辺、お聞かせください。

○地域教育推進課長 委員の皆様もこの結果をご覧になって、非常にびっくりされたと思います。それぞれの候補者は、やはり一長一短がございます、網掛けの部分で特徴的な差があったのではないかと考えております。例えば、維持管理という点では、次点者のほうが高い数値を誇っている傾向がございますし、ビジョンの形成といいますか、アイデアを活かしたいというところについては、今回の候補者というところになっております。これについて、最終的に一人おひとりの委員の皆様からご意見をちょうだいしたのですけれども、新しい建物を新潟市として作るのも、そのアイデアと気概を大切にしたいというご意見はちょうだいしていました。ただ、その際、教育委員会として、あるいは同時に所管します文化政策課として支援をしっかりとするというようなアドバイスもちょうだいしているところです。

○田中委員 結果については、異論はないのですけれども、今ほど、伊藤委員が言われたように、0.1の差ということで、例えば、付議9の各項目ごとの結果を見ると、いわゆる網掛けしたところがより点の高いほうなわけです。例えば、平等利用が確保されることという内容で見たときには、候補者、いわゆる選定されたほうが三つとも高いわけです。しかし、施設の効用を最大限に発揮し、管理経費の縮減を図れることの中は、全部で五つあるうち四つが次点のほうに上がっている。その下もやはり次点のほうが多

いと。大きく三つの評価項目の中の二つを次点を持っているにもかかわらず、文化芸術活動支援への取組みが8.7とここが一番大きかったわけですね。したがって、恐らくここへの委員方の視点といいますか、評価が相当高かったのだらうと思うわけでありましてけれども、その辺についていかがですか。

○地域教育推進
課長

まず、今回の選考の方法というのが、14項目の項目をいくつ取ったかではなくて、総合点数から判断をするということ。あらかじめ事前の協議の中で確定しておりましたので、このことについては、総合的な点数から判断をしたということでございます。それから、文化芸術活動の点数にだいぶ差が出ていたというのは事実でした。これについては、候補者のほうは非常に具体的な取組みを進めていくということが分かりやすく計画にもなされておりました。次点の側は、今後、協議をしながら進めていきますというような文言になっておりましたので、ここの部分で差が出たというのは間違いないところかと思っています。配点につきましては、ご覧のとおり、芸術文化活動、青少年体験活動、それぞれ10点ずつなのですけれども、配点のところの文化芸術活動の差が実際には出たというところは、確かに事実でございます。

○田中委員

最後に、アグリパークが開かれるときに、市内の各学校の校長が集まって、かなりきめ細かく説明をしていただいて、より積極的に各学校が活用できるような準備をかなり丁寧にやっていただいたなという記憶があるのです。したがって、今回も恐らくそのようなお考えがあるのだと思いますけれども、課のほうで各学校へのご紹介等をきめ細かくやっていただければありがたいと思っています。

○教育長

ほかにもございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、議案第30号について、議案は適当であるとの意見で決定してよろしいでしょうか。では、そのようにいたします。

次に、議案第31号「陳情の処理経過及び結果について」、学校人事課から説明をお願いします。

○学校人事課長

付議13ページ、議案第31号です。陳情の処理経過及び結果につきまして、12月議会で報告の必要があることから、事前にお諮りいたします。付議15ページをご覧ください。これからご説明する陳情は、昨年度の12月議会で取り上げられたものでありまして、平成28年12月22日付で議会で採択され、報告の請求があったものです。真ん中の4行の文章がありますが、その後段、1年以内の定例会までに市議会までに報告を求められているものです。例年、11月に指定都市教育委員・教育長協議会から文部科学省へ要望が上がる形を取っているのですが、この要望内容を受ける形で、当初よりこの12月議会で報告を決定しているところでは、陳情内容を次の付議16ページでご説明いたします。陳情第100号です。これは、教育をよくする新潟県民会議という団体から上げら

れたものでありまして、子どもたちに行き届いた教育のための30人以下学級実現、教職員定数増、教育予算増額を求めることについて、4点陳情事項がありました。教育委員会にかかる陳情事項は、以下の3点になります。

第1項です。30人以下学級を実現するよう、国に求めること。当面、小・中・高等学校全学年における35人以下学級の早期実現を国に求めるという内容です。そして、第2項です。少人数学級について、教職員を増員するとともに、小学3年生以上の1クラス25人以上の下限設定を緩和すること。また、高等学校へ拡大すること。第3、教職員増等を可能とする教育予算の増額を図る。特に、養護教諭、栄養教諭や学校栄養職員、学校事務職員の全校配置を進める。また、特別支援に係る教職員を増員することという大きく3項目です。この陳情に対します処理状況を付議14ページに記載いたしました。前段の件名は、今、お話を申し上げたとおりです。処理状況です。第1項、国への要望については、例年、少人数学級の拡大などのさまざまな教育課題への対応のため、定数改善を含め、教職員配置の充実を要望しています。また、指定都市教育委員・教育長協議会として、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の改正による35人以下学級を順次実現できるよう国に要望しています。

なお、かぎ括弧の中の長い名前の法律ですが、略して義務標準法とって定数の説明などでよく出てくる中身になっております。以下、義務標準法で説明させていただきます。

第2項です。本市では、権限移譲に伴い学級編制基準を定められるようになったことにより、平成29年4月から、32人以下学級を小学校3、4年生まで拡大し、1クラスの下限を23人に緩和しました。小学校5年生以上の下限設定の緩和、少人数学級の高等学校への拡大については、学級編制及び教職員定数の改善を国に要望していきまるとなりました。なお、すでに市では23人に緩和しているのですが、もうできていること、できることは決まっていることが陳情として上がっていたわけですが、県民会議という団体で、聞くと、県のほうにも要望していると。県は依然としてまだ35人以下学級の下限25ということなので、こういう内容になっていると解釈されます。

第3項です。養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員、学校事務職員の配置は、義務標準法で配置基準が定められており、養護教諭と学校事務職員はすでに全校配置されています。栄養教諭と学校栄養職員については、この基準により、全校に配置することはできませんが、本市では基準を上回る栄養士を配置しています。特別支援に係る教職員の増員についても、定数改善を国に要望しています。今後も子どもたち一人ひとりに行き届いた教育を実現するため、教育予算の確保に努めていきます。

なお、義務標準法では、栄養教諭、学校栄養職員の基準は最大、4校も兼務するという形になっていまして、本校とそのほか3校、計算上はそうなるのですが、新潟市は市費の栄養職員を10名配置しております、それによって何とか2校兼務にとどめているという状況です。この文書を12月4日の市議会本会議で机上配付する形での報告をさせていただきたいと思っております。

○教育長

ただいまの説明にご質問、ご意見等ございましたら、挙手をお願いします。特にございませんでしょうか。それでは、議案第31号については、承認するということがよろしいでしょうか。では、そのように決定します。

第8 定例会非公開部分 報告

○教育長

続きまして、報告案件に入ります。「新潟市広域都市圏連携協約に伴う図書館相互利用協定の締結について」、中央図書館から説明をお願いします。

○中央図書館サービス課長

報告の1ページをご覧ください。新潟広域都市圏連携協約に伴う図書館相互利用協定の締結についてご説明します。経緯及び目的です。総務省の連携中枢都市圏構想推進要綱に基づき、近隣市町村と連携中枢都市圏を形成し、活力と魅力あふれる圏域づくりに取り組むため、新潟市は、平成28年12月に「連携中枢都市」になることを宣言し、平成29年3月には、7市3町1村で新潟広域都市圏連携協約を締結し、新潟広域都市圏ビジョンを策定、公表しました。連携協約は、資料中ほどの四角にありますように、本市と各市町村が1対1で締結するもので、10市町村すべてが互いに締結するものではありません。この連携協約を受けまして、図書館の相互利用協定をこれまでの4市町から10市町村に拡大いたします。図書館では、すでに平成20年度に新発田市、五泉市、阿賀野市、聖籠町と相互利用協定を締結しています。今年度、これら4市町も含めた10市町村の図書館担当者と協議を重ね、課題の洗い出しや情報共有を行ってきました。現在、平成30年4月のサービス開始に向けて、事務手続き等の準備を進めています。

相互利用協定の内容です。協定の対象は、ここに記載した10の自治体になります。なお、三条市は、公民館など、ほかの施設も含めた包括的な協定にしたいとの意向がありまして、現在、図書館の部分について先に協定を結ぶか内部で検討、調整中ということです。

相互に利用できるサービスの内容です。協定を締結した自治体の住民は、それぞれの自治体が設置する図書館を相互に利用することができます。ただし、貸出は所蔵資料に限るものとし、所蔵がない資料や新規購入、市外の図書館からの取り寄せなどは受け付けないこととします。

補足ですが、相互利用協定を締結していない市町村の方でも、新潟市に通勤、通学していれば、現在でも新潟市の図書館を利用すること

は可能となっています。

裏面にスケジュールを記載してありますが、今後、こちらのスケジュールに沿って進めていく予定です。

○教育長

ただいまの説明にご質問、ご意見等ございましたら、挙手をお願いします。

○伊藤委員

私も相互利用で、ほかの市町村のものを利用したりして活動をしています。このことはやはり相互の市町村にきちんと広報して、より利用の拡大が行われるようにということをあわせてお願いしたいと思います。私たちは、会議で触れる情報ですけれども、広く利用者の方、登録率のアップということも大事だと思いますので、利用することでよりよい図書館サービスを利用できるということで、市民の利用する権利ではなくて、やはりよい図書館サービスをするのは市民の力では、利用の力だと思いますので、その辺の広報活動も充実していただきたいと思います。

○教育長

ほかにごございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、報告案件は以上となります。

第9 定例会閉会

○教育長

以上で、定例会を閉会いたします。

以上、会議のてん末を承認し、署名する。

署名委員

署名委員